

介護事故に対する予防的な対策

施設の責任が 否定された例

とれていたことで昼間は目が行き届くような位置に座らせ、立ちあがろうとしたときには声をかけるなどして徘徊及び転倒防止に努めて

今回は、介護事故発生前のいわゆる予防的な対策について、裁判例をもとに検討していきます。

まず、福岡高裁において平成19年1月25日に判決が下された事案で、施設の債務不履行責任が否定されています。事案の概要は、以下のとおりです。

特別養護老人ホームにおいて、88歳のほぼ全盲の老人性痴呆の症状があり、徘徊癖のある入居者がおり、施設としては、意思疎通は

介護施設を取り巻く 法律問題の今

いました。職員が食事の準備のために目を離れたところ、別の職員が当該入居者を別の場所で見失い、痛みを訴えていたので転倒したと判断し、医師の判断

施設の責任、債務負担内容で判断

提供可能な範囲の説明十分に

を仰いだうえで翌日、病院の診察を受けました。結果は大腿骨等の骨折が生じており、その後症状が良くなることはなく、死亡しました。

手順書無視し 責任問われる

次に、福島地裁白河支部において平成15年6月3日に判決が下された事案では、施設の責任が認められています。

事案としては、入居者の方が、ポータブルトイレの中の排泄物を捨てるために、職員しか行かないはずの施設内の汚物処理場へ赴いた際、施設内にある仕切り足引を引っ掛けて転倒したという事案です。入居者の方が、排泄物を自ら処理しよう

としたのは、施設における業務マニュアルどおりにポータブルトイレの洗浄が行われていなかったからでした。

福岡高裁の事案で

は、介護保険法の配置基準を超えるような人員配置をすることが契約の内容となっていないことを前提に、可能な限りの見守りや声かけを行っていたことにより契約上果たすべき義務を果たしていたものと判断され、債務不履行責任が否定されましたが、福島地裁の事案においては、業務マニ

ュアルに記載された業務を行っていないことが契約違反（債務不履行）と判断されています。

裁判例においては、

入居者との間の契約でどのような債務を負担していたかという点から施設の責任を判断することになるため、契約締結の場面において、提供可能なサービスと提供不可能な場合はその理由をしっかりと理解してもらうことが重要と考えられます。



家永 勲

弁護士法人アヴァンセリー
ガルグループ執行役員
企業法務事業部長

【プロフィール】

不動産、企業法務関連の法律業務、財産管理、相続をはじめとする介護事業、高齢者関連法務が得意分野。介護業界、不動産業界でのトラブル対応とその予防策についてセミナーや執筆も多数。